

認知症にやさしいまち三鷹条例（仮称）の制定に向けて

1 認知症にやさしいまち三鷹条例（仮称）の制定

子どもや高齢者をはじめとした、人権に関わる課題が時代とともに多様化する中、三鷹市では、人権を尊重するまちづくりの上位規範として「人権を尊重するまち三鷹条例」を制定した。また、国においても、急速な高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に鑑み、認知症施策を総合的かつ計画的に実施していくことを定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定された。

いまや誰もが認知症になり得るものであって、自分ごととして認知症について考え、理解する必要がある、ハード・ソフト両面にわたって認知症の人にもやさしいまちを目指さなければならない。認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現が求められている中において、「人権を尊重するまち三鷹条例」の理念にのっとり、認知症の人が尊厳と希望を持って地域で暮らすことができるよう、認知症にやさしいまち三鷹条例（仮称）を制定する。

2 条例に盛り込む内容（案）

(1) 総則

① 目的

認知症施策に関する基本理念及び基本的事項を定め、認知症施策の総合的な推進を図ることにより、認知症の人が尊厳と希望を持って地域で暮らすことができる共生社会の実現に寄与する。

② 定義

認知症、市民、事業者、関係機関、家族等の用語の意義を定める。

※ 定義・表現については、原則的に法律の文言を引用する。

③ 基本理念

- ・全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにする
- ・認知症の人が意見を表明する機会及び社会活動に参画する機会の確保を通じて、その個性と能力を十分に発揮することができるようにする
- ・認知症に関する正しい知識の習得と、その理解を深めることにより、一人ひとりが自らに関わることとして認知症に向き合い、市全体で認知症に関する取組を推進する

④ 市の責務

市は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する。

※ 市民や家族、団体、事業者等の関わりについては、今後の議論を踏まえて丁寧に検討していく。

(2) 基本的施策

- ① 認知症に関する普及啓発・理解促進・本人発信支援
- ② 社会参加の機会の確保
- ③ 認知症の早期発見・早期支援
- ④ 権利擁護・意思決定支援
- ⑤ 地域における相談支援の充実
- ⑥ 認知症の人にもやさしいデザインのまちづくり
- ⑦ 研究等の推進
- ⑧ 認知症施策推進計画の策定、施策の評価・検証のための仕組み

3 条例制定に向けた取組

条例制定のプロセスや条例制定後の啓発を通して、認知症に関する正しい知識と理解の浸透を図り、認知症とともに生きる全ての人が安心して暮らし続けられるまちを目指す。

(1) 当事者その他の市民の意見聴取

自分らしく暮らし続けるために認知症の人本人が必要としていることを把握し、共有するため、当事者の声を聴きながら検討を進める。

- ・認知症サロンやカフェ、介護者談話室等に出向き、認知症の人や家族等の参加者から意見聴取
- ・各地域で認知症をテーマとした市民講座等を開催し、グループワーク等で意見聴取
- ・素案に関するパブリックコメント実施

(2) 審議会等での扱い

- ・三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議における意見交換
- ・人権を尊重するまち三鷹審議会、健康福祉審議会への報告・意見聴取

(3) 庁内の連携

三鷹市人権施策推進連絡会議で情報共有し、その他、適宜協議の場を設定する。

4 スケジュール

令和6年 11月	地域における意見聴取
令和7年 6月	骨格案策定
12月	素案策定
12月	素案パブリックコメント
令和8年 1月	条例案策定
3月	議案提出・条例制定

〔 令和6年11月6日
健康福祉部 〕